

教 私 第 2786 号  
令和7年12月26日

各私立幼稚園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和8年度以降の大阪府私立幼稚園経常費補助金処遇改善要素にかかる事前準備について（通知）

標記について、私立高等学校等経常費助成費補助金について、本年度から文部科学省の配分方法が変更され、従来の処遇改善「(1) 継続的な賃上げによる処遇改善」を実施する園を対象に、新たに「(2) 幼児教育の質の向上のための処遇改善」が設けられました。

本府においても、来年度以降、「(2) 幼児教育の質の向上のための処遇改善」の実施に向けて、検討を進めているところです。

つきましては、本要素の活用を希望される幼稚園におかれましては、別紙の通りあらかじめ就業規則・給与規定等の整備や研修の受講勧奨・受講歴の確認等の事前準備をしていただくようお願いします。

なお、詳細は、令和8年1月29日（木）に開催を予定している「令和7年度大阪府私立幼稚園経常費補助金配分基準等説明会」において説明します。

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 高田・月原

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43

（電話）06-6210-9273 （FAX）06-6210-9276

## 【別紙】

### 1. 準備事項

#### (1) 就業規則・給与規定等の整備

以下の区分に応じそれぞれに定める教員に対し賃金の改善を行い、かつ、教員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（教員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての教員に周知できるようご準備ください。

ア 次に掲げる要件を満たす教員（以下「中核リーダー等」という。）

- а 中核リーダー・専門リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。
- б 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、「(2) ②研修内容」に定める研修を修了していること。

イ 次に掲げる要件を満たす教員（以下「若手リーダー等」という。）

- а 若手リーダー又はこれに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。
- б 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」に準ずる分野や園運営に関する連絡調整等を担当するとともに、「(2) ②研修内容」に定める研修を修了していること。

※「概ね」の判断については、当該私立幼稚園の職員の構成・状況を踏まえて判断します。

#### 給与規定の改正例①

（処遇改善手当）

#### 第●条

##### ●. 幼児教育の質の向上のための処遇改善

要件を満たすの教員の中から中核リーダー・専門リーダー、若手リーダーを任命し支給することができる。なお、その額については、本法人が決定し、書面にて本人へ通知する。

#### 給与規定の改正例②

（処遇改善手当）

#### 第●条

処遇改善手当は、月額を定めて支給する。

ア 処遇改善①（賃金改善分）については、職責や能力、勤務成績等を総合的に勘案し、園が決定する金額を支給する。

イ 処遇改善②（質の向上分）については、制度の配分ルールに従い所定の役職に付く教員に対し、園が決定した金額を支給する。

## (2) 研修の受講勧奨・受講歴の確認

### ①実施主体

実施主体は以下の者とする。

- (一) 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- (二) 幼稚園関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者

（参考）府 HP「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」  
大阪府が研修の実施主体として認定した団体一覧 ※令和7年9月29日現在  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien2/syogu2\\_hoiku/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien2/syogu2_hoiku/index.html)

- (三) 大学等（大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）

- (四) その他都道府県が適当と認めた者

- (五) 園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

園内研修については、実地調査等で実施状況を確認する可能性がありますので「園内研修実施状況」を園で保管ください。なお、園内研修実施状況には、研修の名称、実施日、実施時間、目的、内容、研修講師の実績・選定理由、研修修了者の記入等に併せ、研修テキスト・レジュメ等の保管が必要となります。

### ②研修内容

- ①に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。

また、中核リーダーについては、③に定める時間数のマネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。）を受講すること。

### ③対象者及び修了すべき研修時間

#### ア 中核リーダー等

合計60時間以上（ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含む。また、園内研修については、15時間以内の範囲で含めることができる。）

#### イ 若手リーダー等

合計15時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含む。園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。）

### ④その他

- ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 補助の認定に当たっては、補助の申請を行う私立幼稚園から各教員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、補助対象職員が本通知に定める研修を受講していることを適切に確認することを想定している。

ウ 保育士等キャリアアップ研修（乳児保育分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修及び保育実践研修を除く。）については、本項に定める研修に含まれるものであり、本項の研修

修了要件を満たすものとして取り扱う。ただし、マネジメント研修は中核リーダーに限り有効であること。

(注) 各分野 15 時間を修了する必要はなく、受講した時間数を待遇改善に係る研修の修了時間として算入することが可能。

⑤実地調査等で研修の受講歴や園内研修の詳細が確認できない場合、補助金の返還の可能性があります。

2. 詳細な補助要件や補助単価、経過措置等については、令和8年1月29日に開催予定の「令和7年度大阪府私立幼稚園経常費補助金配分基準等説明会」において説明予定です。